

施策名	5 高齢者支援・障がい者支援		
R9年度末にめざす状態（施策目標）【P】	自分らしく暮らし続けるための支援体制が充実している	進捗度	C

【進捗度】 A：4年後にめざす状態をすでに実現している、B：4年後にめざす状態の実現に向けて大変順調に進んでいる、C：4年後にめざす状態の実現に向けて概ね順調に進んでいる、D：4年後にめざす状態の実現には努力が必要である、E：4年後にめざす状態の実現には相当努力が必要である

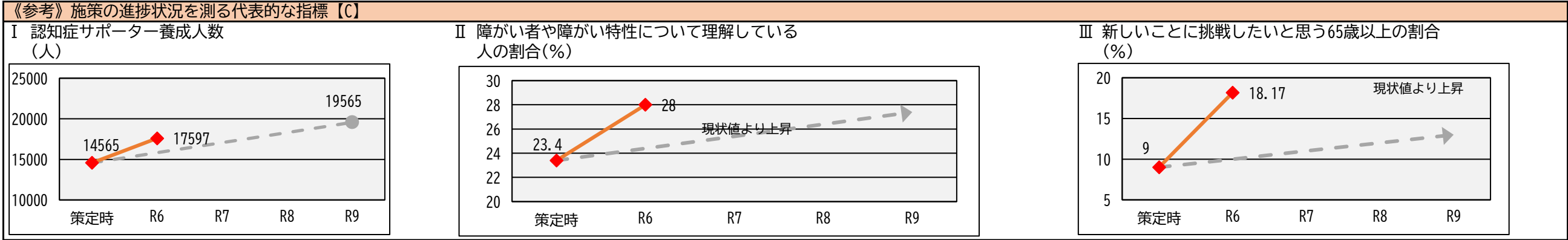
総合計画審議会からの施策目標の実現に向けた講評等

(1)持続可能な福祉・医療サービス提供体制の構築		
施策目標の実現に向けて得られた成果【C】	施策目標の実現に効果のあった取組【D】	取組による効果の内容とその根拠【D】
①第1層生活支援コーディネーターを直営で1名、第2層生活支援コーディネーターを地域包括支援センターに各1名配置し、住民の通いの場等に出向き、圏域の社会資源を把握するなど、地域活動の担い手等との関係構築を行い、地域における住民同士の支え合い活動を促進につなげた。 ②生活援助サービスを介護のプロ以外が担えるよう事業を拡充し、高齢化等に伴う生活支援ニーズの増加や訪問型サービスの不足感に対応できた。 ③介護に関する入門研修として、介護未経験者に介護の知識を身に着ける機会を設けたところ、定員を超える応募があり、介護の担い手不足の解消に寄与した。 ④医療介護連携の推進や災害等に対応できる医療体制構築のため、市内の医療介護従事者からなる協議体にて、本市の医療介護連携や災害時における体制について、協議会等を通じて、現状把握や課題抽出を行った。このことにより、行政と市内医療介護機関において課題の共有ができて、課題解決に向けて対応策を検討することができた。	No. 1	生活支援体制の整備と総合事業の充実
	No. 2	訪問型サービス・活動Aの推進
	No. 4	災害等に対応できる市内医療体制の構築
施策目標の実現に向けて解決すべき課題【C】	施策目標の実現に向けた今後の取組の方向性【A】	
①生活支援コーディネーターにおいては経験年数の浅い方が多く、かつ各コーディネーターが十分に連携できていない。 ②生活援助サービスを介護のプロ以外が担う仕組みづくりを行っているが、高齢化による介護需要の増加、介護の担い手不足が課題である。 ④入退院や日常の医療介護連携は強化されつつあるが、看取りや急変時、災害時における連携体制が不十分である。	①今後、第2層協議体を設置し、第2層生活支援コーディネーターが行う連携業務を支援し、多様な主体による情報共有や連携・協働による体制整備を推進していく。 ②高齢化等に伴う介護需要の増加や訪問型サービスの担い手不足への対応として、生活援助サービスを介護のプロ以外が行い、介護人材の担い手を増やすことで、利用者が希望するサービスが継続して利用できるよう取り組んでいく。 ④看取りや急変時、災害時における体制を推進するために、生駒市医療介護連携ネットワーク協議会等の開催により現在実施している取組を継続する。	

(2)高齢者支援の充実		
施策目標の実現に向けて得られた成果【C】	施策目標の実現に効果のあった取組【D】	取組による効果の内容とその根拠【D】
・認知症サポーター養成講座などを通じ、認知症に関する正しい知識を普及・啓発することで、認知症に対する正しい理解を持つ人の増加に寄与した。 ・市民ボランティア「認知症支援隊」を養成し、認知症高齢者に対し通いの場への同行や電話連絡等を行うことで、認知症当事者の「したい」を実現することに繋がった。 ・健康状態不明者把握等によるハイリスクアプローチ（個別的支援）や ポピュレーションアプローチ（通いの場等への積極的関与）について国保データベースシステム等から対象者を抽出し、保健事業を実施することで、高齢者へのきめ細かな対応ができた。 ・居宅介護支援事業所から介護サービス事業所へのケアプランの手書き、印刷などの時間削減や転記ミスの削減など、業務の効率化とコスト削減が図られた。	No. 8	認知症施策の推進
	No. 9	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施
	No.10	ケアプランデータ連携システム導入支援事業
施策目標の実現に向けて解決すべき課題【C】	施策目標の実現に向けた今後の取組の方向性【A】	
・認知症に関する正しい理解の普及については、十分に進んでいるとは言えない。 ・高齢化に伴い、2030年には65歳以上の5人に1人が認知症と見込まれており、認知症高齢者の増加に伴う新たな担い手が不足する。 ・高齢者へのきめ細やかな対応を拡大するためには、現在の人員体制では限界がある。 ・介護事業所においては人材不足により、負担が増加している。	・認知症に関する啓発を引き続き行うとともに、家族を含む当事者への支援とケアを充実する。 ・認知症高齢者が増加することから、「認知症支援隊」等の新たな担い手確保に引き続き取り組んでいく。 ・高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する事業は後期高齢者医療保険広域連合主体の事業であり、市町村が受託して実施しているものであるため、今後も国や県の方針に沿いながらも市として必要なことを検討し、現在の人員体制で可能な範囲で実施箇所を徐々に増やす。 ・介護事業所の負担軽減のため、令和7年度も引き続きケアプランデータ連携システム導入に係るライセンス料の助成を行う。	

(3)障がい者支援の充実		
施策目標の実現に向けて得られた成果【C】	施策目標の実現に効果のあった取組【D】	取組による効果の内容とその根拠【D】
・相談支援事業所人材確保の補助金制度の確立により、障がい者・児支援において中心的な支援を担う相談支援専門員の人材が確保され、市内の相談支援体制の充実と、提供サービスの質の向上につながった。 ・障がい者の支援体制を構築する地域生活拠点支援事業（①相談支援、②緊急時の受入対応、③一人暮らし体験事業）を実施し、障がい者が親亡き後も住み慣れた地域で安心して暮らしていける体制を整備した。なお、③一人暮らし体験事業については、令和7年度から対象者を拡大して実施する。 ・障がい者がその適正と能力に応じて、可能な限り就労できるよう、いこふく出張所をはじめとした就労支援施設による授産品の販売を市HPなどで市民に広く周知し、販路拡大を支援した。また、庁内に対し優先調達の推進を積極的に周知し、今後は増加を見込んでいる。	No. 6	障がい者・児相談支援専門員の人材確保補助金
	No. 14	親亡き後を見据えた支援（グループホーム整備支援、地域生活支援拠点の充実）
	No. 15	就労支援の推進（企業等への働きかけ）
施策目標の実現に向けて解決すべき課題【C】	施策目標の実現に向けた今後の取組の方向性【A】	
・地域生活拠点支援事業の周知不足及び家族会からの事業ニーズへの対応をどうしていくか。 ・障がい者のさらなる就労支援を推進するためには、市内企業に対する直接的なアプローチが不足している。	・地域生活拠点支援事業については、家族会や関係者などと協議を行い、現状の課題や実現可能性を整理しながら事業の展開を行う。 ・企業における障がい者等の雇用ニーズを丁寧に調査・把握し、市内企業等による障がい者の職場体験実習の受入を促進しや、障がい者の雇用を希望する企業を開拓する。	

(4)権利擁護の推進		
施策目標の実現に向けて得られた成果【C】	施策目標の実現に効果のあった取組【D】	取組による効果の内容とその根拠【D】
・地域連携ネットワーク構築に向けて、権利擁護支援センターの中核機関としての機能強化を見据えた協議を行い、体制整備を図った。 ・身寄りがない方や経済的な余裕がない方でも成年後見制度を利用できるよう市長申立及び申立費用・報酬助成による支援を行い、認知症高齢者や障がい者等の権利を守り、意思決定を支援した。 ・虐待を受ける高齢者は認知症であることが多く、本人と家族への支援、ケアの充実を行う必要があり、介護サービス事業者を対象とした研修による対応力の向上を図った。 ・「高齢者虐待防止ネットワーク連絡会」を開催することで、関係機関との連携体制の整備を図った。 ・成年後見制度ガイドブックを作成し、尊厳ある本人らしい生活を継続できるように専門職の意思決定支援や権利擁護支援の充実を図った。	No. 16	高齢者及び障がい者の意思決定支援
	No. 18	高齢者虐待防止の推進
施策目標の実現に向けて解決すべき課題【C】	施策目標の実現に向けた今後の取組の方向性【A】	
・権利擁護支援センターを設置し、成年後見制度利用などに関する相談支援、専門相談、セミナーを実施しているが、地域連携ネットワークの構築まで至っていない。 ・高齢者虐待の件数が増加傾向にある。	・地域連携ネットワーク構築に向けた意見交換会を継続して実施し、多様な主体と連携し、今後増加し続けると予想される身寄りのない高齢者に寄り添う、成年後見制度など意思決定を支援する地域の体制づくりを進めるとともに、権利擁護支援センターが中核機関の役割を担えるよう検討を進める。 ・虐待防止推進に向けては市民への啓発を引き続き行い、本人、家族への支援とケアを充実するとともに、「高齢者虐待防止ネットワーク連絡会」や高齢者虐待研修会を開催することで、関係機関との連携強化、支援員の対応力向上に取り組む。	



《参考》めざす状態に対する市民実感度 「そう思う」+「どちらかというと思う」と回答した人の割合	
【R6.8月】 24.4%	(参考) 前回値 —